

平成22年度の特定再資源化預託金等の出えん等について

使用済自動車の再資源化等に関する法律第98条第1項の規定に基づき、資金管理法人は、その管理する再資源化預託金等のうちに特定再資源化預託金等があるときは、主務大臣の承認を受けて、当該特定再資源化預託金等を、その資金管理業務の実施に要する費用に充て、又は指定再資源化機関の実施する離島対策支援事業等に要する費用若しくは情報管理センターの実施する情報管理業務に要する費用に出えんできることとなっている。

1. 資金管理法人における充当

資金管理法人の業務を行う(財)自動車リサイクル促進センター(以下「本財団」という。)資金管理センターが、平成21年度及び平成22年度に資金管理業務として情報システムのあり方を検討することについて、平成21年12月開催の第32回資金管理業務諮問委員会において、審議・承認された。

平成22年度の情報システムのあり方の検討に要する費用の総額が71.4百万円であることが確定したが、そのうち資金管理法人の負担となる額は53.8百万円である。

しかし、資金管理料金を情報システムのあり方の検討に要する費用に充てることは、同料金の設定時においては想定されていなかったため、同料金の11年間収支に少なからぬ影響を与えることとなる。

よって、平成22年度の情報システムのあり方の検討に要する費用のうち、資金管理法人の負担となる額に特定再資源化預託金等53.8百万円を充てる(本財団資金管理センターの平成22年度の情報システムのあり方の検討に要する費用については資料3-5を参照)。

2. 指定再資源化機関に対する出えん

指定再資源化機関の業務を行う本財団再資源化支援部が実施する離島対策等支援事業について、平成21年12月開催の第32回資金管理業務諮問委員会において、平成22年度離島対策等支援事業資金出えん計画が審議・承認された。

同計画において、離島対策支援事業費(予備費を含む)は172百万円となっている。また、同事業を行うための業務運営費は115百万円と見込まれており、これら費用の総額は287百万円となり、平成21年度末の繰越金の見込み額168百万円を超過する。

上記不足額119百万円に加え、平成23年5月末に出えん金を受け取るまでの業務運営費2ヶ月分確保の必要性を踏まえ、指定再資源化機関に対して特定再資源化預託金等150百万円を出えんする(本財団再資源化支援部の平成22年度の収支状況見込みについては資料3-6を参照)。

3. 情報管理センターに対する出えん

情報管理センターの業務を行う本財団情報管理部が実施する情報管理業務について、平成16年度からの8年間累計収支で約2,030百万円の不足が見込まれるため、この不足額については、不足状況を見極めつつ、平成18年度から平成23年度の6年間に段階的に特定再資源化預託金等を出えんすることが、平成18年1月開催の第12回資金管理業務諮問委員会で審議・承認された。

平成22年度において、この不足額に充てるため、情報管理センターに対して特定再資源化預託金等60百万円を出えんする(本財団情報管理部の平成22年度の収支状況見込みについては資料3-7を参照)。

以上のとおり、平成22年度において、特定再資源化預託金等を、資金管理法人において53.8百万円充て、指定再資源化機関及び情報管理センターに対してそれぞれ150百万円、60百万円出えんすることについて、平成22年3月における第33回資金管理業務諮問委員会の審議・承認、評議員会の同意及び理事会の議決を受けた後、経済産業大臣及び環境大臣に対して承認申請を行う。

なお、出えん等の原資となる特定再資源化預託金等の平成22年2月末における残高は、5,390百万円である(別紙参照)。

以上